

大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第 11 回）

日時 平成 23 年 10 月 27 日（木）10 時～11 時 30 分

場所 大阪府公館

出席者 池田会長、渡部会長代理、井垣委員、大久保委員、立野委員、中村委員、橋本委員
（大阪府：審議会事務局）岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 なし

（議事概要）

○答申についての報告

- ・ 8 月 18 日にとりまとめた答申案をもとに、8 月 29 日に会長から知事に答申した。その際、知事から「みなさま方にくれぐれもよろしく」という労いの言葉があった。
- ・ 行政委員の日額報酬については、職務の実態との関係で難しい面もあるとの指摘があった。審議会としては日額制ということを決めたが、日額制導入後の検証結果を踏まえて、柔軟な対応を検討することが求められているように思った。

○知事等の退職手当のあり方及びあるべき水準について（資料番号 1～5）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- ・ 知事等の退職手当の施行時期をいつからにするかも含め議論いただくことになる。
- ・ 民間の退職金の場合、生命保険の活用や積立ということで支払いに備えているが、知事の退職手当は、どのような手続きがなされているのか。府債等を発行するのか、それとも積み立てして支給しているのか。
→ 地方公共団体は単年度で予算を組んでいるため、退職手当は当該年度の予算で支弁しており、地方債を財源に支給することは許されていない。
- ・ 先進国においては、地方議会議員や首長に民間企業の退職慰労金的なものを出すことはない。また、大阪府の財政状況が非常に厳しい状況下では、一つの考え方として当分の間、退職金は支給しないという考え方があっていいのではないかと。地方分権が進んでいる諸外国では、議員、知事の報酬も少ないし、退職金はない。
- ・ 資料の数値から見ても民間の方が非常に低い水準。知事は、特例減額後でも 100 分の 30 相当であり、民間企業の会長よりも高い。現時点においては、知事、副知事の退職手当の金額は大きく下げるべきでは。民間企業の場合、退職金を積み立てしていても業績が悪ければそこは運転資金として取り崩され、現実として支給されていないこともある。
- ・ なぜ、都道府県知事の退職手当はこんなに高いのか。1 期で 4～5 千万円もある。
→ 当時の自治省の見解等を見ていると、最高裁判所の裁判官が当時、給料月額×在職年数×650/100 であり、知事の計算方式（給料月額×在職月数×支給率）に置き換えると概ね 100 分の 55 程度となる。全国の支給割合を見ると、これが一つの目安になっているのではないかとと思われる。
- ・ 日本は高度経済成長期にほとんど議論なしで右肩上がりになったものが今のレベル

であって、さあどうしようかというのが現状では。

- 職員の給与関係でいうと、全国最低水準だということであれば、平均値よりもやや下ということが納得感があるのかどうかということが突破口になると思う。最低の沖縄県でも 100 分の 50 だが、それでも民間よりは高い水準。
- 大阪市の水準や考え方はどうなのか。
→市長で 100 分の 58 (改定前は 100 分の 65)。政令市の平均値としたようだ。
- 手当関係では、フランスやドイツ、スウェーデンでもそうだが、地方自治体によって大きな格差がある。日本は画一的な取扱いになっている。
- 内閣総理大臣の退職手当の計算の仕方はいつ頃からこのような方法なのか。三権分立の一翼を担う裁判所のことまで我々が今考えるのは少し立場が違うのかも知れないのでそれは別として、内閣総理大臣と知事の退職手当の考え方がなぜ同じではないのか。
→内閣総理大臣は一般職の例によって計算されている。議員内閣制による総理大臣なので、総理大臣を辞めても国会議員という身分があり、そこで歳費が支払われるという構図と、知事等の場合は職を失うので根本的な身分関係に相違があるということが要因と思われる。
- 資料番号 5 の民間企業の水準だが、サンプル数が少ないのでは。
→集まったデータがこれだけであったということ。通常、民間企業に調査した場合、回答されるケースが少ない。
- 回答があったのは何社でそのうち一部上場企業数は。
→204 社から回答があり、一部上場企業は 18 社。
- 退職金が支払われていない企業も一定数あるのでは。
- 会長がいる企業が限られている中で、高いところの水準と比較するのはいかがか。
- 感覚的に高いというところは、ほぼ意見が一致したところ。事務局のお考えはいかがか。
→現行の水準は、恐らく最高裁のものがメルクマールになっているかと思うが、そこが平成 18 年に大きく下げていることをどう評価するか、また、現在の知事が 50%の特例減額をしていることをどのように見るかだと思う。本日の議論をもとにいろいろな考え方についてお聞きし、案を作っていくたい。
- 100 分の 30 とすると、第二段階で府の財政状況を取り込んでさらにということができなくなるのでは。100 分の 30 を水準とするならば、別の理屈付けが必要になる。
- この間議論してきた中で、知事の職務についてもお聞きし、非常に激務であるとの共通の認識を持った。民意で選ばれたトップ、その仕事のあり方をどのように見るかだと思う。確かに府の財政状況は厳しいが、過去の公共事業の失敗もあり、現在の人にその責任を負わせるのか。知事の任期が終われば無報酬になるということを考えれば、極端に半額にするのもどうかと思う。また、どのような方がなってもきちんとした仕事をしていただける退職手当を担保すべきでは。
- 知事の場合、100 分の 40 だと、どのぐらいの水準になるのか。
→答申額で計算した場合、約 2,515 万円となる。
- 退職手当の水準を下げて、それでもやるという人でないと困難な時期は乗り越えら

れないのではないか。

- 欧米では地方自治を良くするために、住民の負担をまず軽くするということと、公平で透明で効率性のある立法、行政をするということに傾注している。府のおかれた状況から考えると大幅に引き下げないと財政がもたないことと、府民の支持も得られなくなるのでは。
- 適切な人材を確保したい、生活保障的な面もあるのでは、また、納税者の視点もあるという意見の中で、100分の40、2,515万円という数字が出たが、これに対する意見なりお考えはあるか。
- やはり2,500万円でも高いのでは。なり手の問題や退職後の話もあったが、財政を良くするという実力のある方になってもらいたいのであれば、そういうことは考慮しなくても良く、実力のある方なら、辞めてからも自らで何とかできるのでは。一般的な感覚では、2,500万円は高い。2期だと5,000万円にもなる。
- 最高裁の基準が示された時に、それぐらいならば何とか府民の理解を得られるのではないかと思った。退職金がないような状況もある中では、本来、目指すべきところはゼロでもいいと思う。職務が激務であるということは理解できるが、納税者の感覚だと4年で退職金が何千万となるのは非常に高い水準であり、何十年働いてもこの金額を得られない人がほとんど。本来、基礎計算式を変えるべきかも知れないが、限られた時間の中では、支給割合をどうするかを議論すべきであると思うし、水準は最高裁レベルでいいのでは。
- 現実的な支給割合として、100分の20あたりが有力な意見。
- 府の財政状況や社長の水準から考えると、100分の20から15ぐらいでは。
- 本来は、知事が判断して財政状況を鑑みて自ら引き下げるとするのが本来の姿。
- 県によっては、退職手当を辞退しているところもある。
- 審議会の結論として支給しないということにするのか。
- 100分の15ぐらいでは。
- ゼロならそれでもいいと思うが、知事の権限、権能は非常に高いので、ある程度の生活を担保しておかないと、ブラックマネー等、違う方向にいく恐れがある。
- 先進諸国では国会議員年金があるが、理論付けは2つであり、黒いお金に手を出さないということと、ある程度の任期を務めると世代交代して議会活動を促進するということが全ての国に共通している。理論的にはゼロでもいいと思うが、現実的な対応を考えると100分の10ぐらいでは。
- 100分の10、15、20という意見があったのでそのあたりでまとめていく。
- 100分の20であれば、対外的な説明もでき何の問題もないと思う。最高裁長官の立場というのは国の司法を司る、いわば国の根幹をなすところであるから税金が投入されても当然だと思う。それに合わせるよりもむしろ、地方自治の本旨を考えると、大阪の長が率先して地方行政を変えていくという姿勢を示すのであれば、民間企業の数字も一つの指標になると思う。ただ、民間企業の退職金データはサンプルが少ないので、この資料をもとに決めていいのかわからない。民間経済の実態から見ると、かなり乖離しているように思う。もう少し民間企業のデータとして出されているものを精査して、民間企業の指標とすべきでは。そうすると、100分の10とか100分の8という数値になるかも知れない。

- 民間の現状では退職金を出すことができないことが多いので、100分の15よりも下がるかも知れない。
- 審議会としては、最近の他府県の状況等を勘案し、実態経済の状況も踏まえて大幅に削り込むという方向で議論をするということではよいか。
- 最高裁の100分の20が最大値という話もあったが、大阪地域での数値として基準になるものでもないと思うので、さらに刈り込むことになろうかと思う。そうすると、100分の0、5、8、10、15という感じになるが、正式に意見として出た、100分の8、10、15の中で議論することではよいか。
- 100分の10だと、約630万円ということになるがどうか。
- 100分の8は、15の半分程度という理解ではよいか。
- 大阪地域の民間企業の経済実態を反映するとこの程度では。
- 民間企業はデータをなかなか出さない。
- 大商や旧三和総研に参考となるデータがあるか聞いてみてはどうか。100分の8～20という考え方が出たが、資料があれば、その数字を見た上で、最終的な判断していく。
- 経団連は以前、出していたようだが、最近、役員は出さなくなっている。
→事務局で再度、調査する。
- エビデンスが弱い中で、本日の到達点としては100分の15ということで仮置きしておく。もし、新たなデータがあればご議論いただくこととする。
- 任期が連続した場合に支給しないという意見もあったが、事務局の見解は。
→給与は職務に対する対価であるので、1期目と2期目の価値が違うということを論理的に説明するのが難しいと思う。任期のある職に対する退職金は、その期間の功績に対するものであることから、1期目と2期目で率を変えるのは難しい。
- 100分の60を15に仮置きしたこともあり、その都度、任期毎に支給するという点については、そのまま維持することとする。その他、事務局から何かありますか。
→現行の水準からかなり下がることになるので経過措置が必要。仮に来年4月から適用する場合、任期の途中で条例の適用が変わることになる。考え方としては、新しい条例が適用される前までは従前の考え方で計算するものと、退職手当は退職時点で債権が発生するという点でその時点での考え方を適用するという2つがある。最高裁が3分の1に率を下げた際には、法律の施行前と後の期間を分けて、改正前は従前の割合、改正後は新しい割合で計算するという対応をしたので、事務的にはそのような方法で対応したいと考えている。
- そのような方法でよい。
- 現在、知事、副知事で支給割合を変えているが、今後どのようにすべきか。仮に100分の15となった場合、どこまで差をつけるべきか。ちなみに最高裁では長官とそれ以外の裁判官では差をつけていない。一般職の場合は、職階にかかわらず基本的には同じ計算方法としているので、今回、どのようにすべきか。
- 100分の15ということであれば、副知事についても同じ割合でいいのでは。

○その他の資料について（資料番号6、参考資料1～3）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- 参考資料1のうち、人事院勧告では▲0.23%という結果に対して、大阪府の人事委員会勧告では▲0.08%となっているが、この背景はどのようになっているのか。
→府の人事委員会が大阪府域について調査した結果であり、ラスパイレス比較をするので、府は国よりも新陳代謝が進んでおり高齢期の職員が減ってきているということもあり、人事院の較差よりも若干、圧縮されている。
- スケジュールだが、改正条例案の上程は来年の2月議会になるのか。
→改正条例案は、2月議会に提出したい。
- 次回審議会については、11月18日（金）午前10時から本館3階特別会議室で開催予定。